

ソフトウェア使用許諾約款（Robo-Pat） 新旧対照表

旧	新
<p>この約款は（以下「本約款」という）は、お申込者（以下「甲」という）が、スターティアレイズ株式会社（以下「乙」という）から対象ソフトウェア製品（コンピュータプログラム、マニュアルその他関連資料を含み、以下「本製品」という）の使用許諾を受ける際の諸条件を定める。</p>	<p>この約款（以下「本約款」という）は、お申込者（以下「甲」という）が、スターティアレイズ株式会社（以下「乙」という）から対象ソフトウェア製品（コンピュータプログラム、マニュアルその他関連資料を含み、以下「本製品」という）の使用許諾を受ける際の諸条件を定める。</p>
<p>第1条 適用</p> <p>以下の条項に従い、乙は、甲に対し、本製品を使用する非独占的ライセンスを付与する。</p>	<p>第1条 適用</p> <p>以下の条項に従い、乙は、甲に対し、<u>本契約において特定された本製品</u>を使用する非独占的ライセンスを付与する。</p>
<p>第2条 本規約の変更</p> <p>1. 乙は、改訂日の1ヶ月前までに乙のホームページ上で告知することにより、本規約を変更することができるものとする。ただし、<u>本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は甲の一般の利益に適合するような内容である場合、乙は直ちに本規約を変更することができるものとする。</u></p> <p>2. 甲が本規約の変更に同意できないときは改訂日までに乙に申し出ることにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとする。<u>この場合、最低利用期間内であっても、乙は、違約金を支払うことを要しないものとする。</u></p> <p>3. 乙が改訂日までに本規約の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更<u>に同意したもの</u>とみなす。</p>	<p>第2条 本約款の変更</p> <p>1. 乙は、改訂日の1ヶ月前までに乙のホームページ上で告知することにより、<u>本約款</u>を変更することができるものとする。ただし、<u>本約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は甲の一般の利益に適合するような内容である場合、乙は直ちに本約款を変更することができるものとする。</u></p> <p>2. 甲が<u>本約款</u>の変更に同意できないときは改訂日までに乙に申し出ることにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとする。</p> <p>3. 乙が改訂日までに<u>本約款</u>の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更<u>に同意したもの</u>とみなす。</p>
<p>第3条 使用権の許諾</p> <p>(中略)</p> <p>3. 甲は本製品を1ライセンスあたり1台のコンピュータにインストールして使用することができ、これ以外の使用はできない。</p>	<p>第3条 使用権の許諾</p> <p>(中略)</p> <p>3. 甲は本製品を1ライセンスあたり1台のコンピュータにインストールして使用することができ、これ以外の使用はできない。<u>但し、フローティングライセンス方式の契約に基づく使用に際して本項は適用されないものとする。</u></p>

ソフトウェア使用許諾約款 (Robo-Pat) 新旧対照表

(以下略)	(以下略)
<p>第4条 知的財産権</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2. 甲は、本製品が乙により使用を許諾されている著作物であることを十分に理解し、本製品及び本製品を直接使用し、あるいは間接的に本製品の機能の全部又は一部の使用を前提とした特許申請を行う等、本製品に関わる著作権を侵害しないこととし、第2条の規定に従った取り扱いをすることとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>第4条 知的財産権</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2. 甲は、本製品が乙により使用を許諾されている著作物であることを十分に理解し、本製品及び本製品を直接使用し、あるいは間接的に本製品の機能の全部又は一部の使用を前提とした特許出願を行う等をしてはならず、本製品に関わる著作権を侵害しないこととし、第3条の規定に従った取り扱いをすることとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p>第6条 損害賠償</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2. 前項に基づき、乙が甲に対して負担する損害賠償の額は、1ヵ月あたりの使用料を上限とする。</p>	<p>第6条 損害賠償</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2. 前項に基づき、乙が甲に対して負担する損害賠償の額は、1ヵ月あたりの使用料を上限とする。</p>
	<p>制定日 2019年3月1日</p> <p>改訂日 2022年8月1日</p>
(別紙)	(別紙)
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2. 本製品の使用料</p> <p>Robo-Pat フル機能版 1 ライセンスの 1 ヶ月あたりの使用料：12 万円（消費税別）Robo-Pat 実行専用版 1 ライセンスの 1 ヶ月あたりの使用料：4 万円（消費税別）</p> <p>※使用ライセンス数はライセンス申込書に記載のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2. 本製品の使用料</p> <p>Robo-Pat フル機能版 1 ライセンスの 1 ヶ月あたりの使用料：12 万円（消費税別）Robo-Pat 実行専用版 1 ライセンスの 1 ヶ月あたりの使用料：4 万円（消費税別）</p> <p>※使用ライセンス数は本契約で定めたとおりとする。</p>

<p>3. 本製品の使用期間 使用するライセンスキーの通知が行われた日から当該月の末日までとし、翌月以降は1 <u>カ</u>月間の自動継続とし、以降も同様とする。使用停止の場合は停止月の1ヶ月前迄に乙に連絡する。 使用期間の1ヶ月は、各月1日から末日までの期間とし、甲の使用期間が1ヶ月に満たない場合においても使用料の日割計算は行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 本製品の納入 納期：<u>本契約書締結日から7営業日以内</u> 納入方法：乙が指定する通信手段又は記録媒体の送付にて納入 乙が指定する通信手段にて甲が使用するライセンスキーを通知</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>3. 本製品の使用期間 使用するライセンスキーの通知が行われた日から当該月の末日までとし、翌月以降は1 <u>ケ</u>月間の自動継続とし、以降も同様とする。使用停止の場合は停止月の1ヶ月前迄に乙に連絡する。 使用期間の1ヶ月は、各月1日から末日までの期間とし、甲の使用期間が1ヶ月に満たない場合においても使用料の日割計算は行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 本製品の納入 納期：<u>別途協議の上、決定する。</u> 納入方法：乙が指定する通信手段又は記録媒体の送付にて納入 乙が指定する通信手段にて甲が使用するライセンスキーを通知</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
---	--